

高額療養費制度の見直しについて

■ 70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が一部見直しされます

● 平成30年8月から、70歳以上の方が医療機関等にかかった場合の上限額が次のとおり見直しされます。

区 分			1か月の自己負担限度額 (※1)	
			平成30年7月診療分まで	平成30年8月診療分から
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	外来 〔個人単位〕	57,600円	(医療費総額－842,000円) × 1% + 252,600円 (※5)
		外来＋入院 〔世帯単位〕	(医療費総額－267,000円) × 1% + 80,100円 (※3)	
	課税所得 380万円以上 (※2)	外来 〔個人単位〕	57,600円	(医療費総額－558,000円) × 1% + 167,400円 (※6)
		外来＋入院 〔世帯単位〕	(医療費総額－267,000円) × 1% + 80,100円 (※3)	
	課税所得 145万円以上 (※2)	外来 〔個人単位〕	57,600円	(医療費総額－267,000円) × 1% + 80,100円 (※3)
		外来＋入院 〔世帯単位〕	(医療費総額－267,000円) × 1% + 80,100円 (※3)	
一 般	外来 〔個人単位〕	14,000円 (※4)	18,000円 (※4)	
	外来＋入院 〔世帯単位〕	57,600円 (※3)	57,600円 (※3)	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ (※2)	外来 〔個人単位〕	8,000円	8,000円
		外来＋入院 〔世帯単位〕	24,600円	24,600円
	区分Ⅰ (※2)	外来 〔個人単位〕	8,000円	8,000円
		外来＋入院 〔世帯単位〕	15,000円	15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより、後期高齢者医療制度へ加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が、それぞれ1/2に調整されます。

※2 医療機関等の窓口でのお支払いを限度額に抑えるには、認定証交付申請が必要となります。担当窓口申請してください。

※3 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担額は44,400円です。

※4 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

※5 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担額は140,100円です。

※6 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担額は93,000円です。

お問合せ ●国民健康保険加入の方 国保年金課 給付担当 ☎21-3145
●後期高齢者医療制度加入の方 国保年金課 高齢者医療担当 ☎21-3184

HP

講演会

「特定健康診査の効果について～10年間の成果と今後の展望～」

日時 7月7日(土) 午後2時～4時（開場1時）

会場 中央図書館

講師 辻 一郎氏（東北大学大学院 医学系研究科公衆衛生学分野 教授）

お問合せ 国保年金課 ☎32-2215

